

第6回熊本県障害者の相談に関する調整委員会 議事録

- 1 日 時 平成27年5月25日(月)午前10時から午前11時30分まで
- 2 場 所 熊本テルサ2階 ひばり
- 3 出席者 (委 員)
良永会長、犬飼委員、加島委員、栗原委員、坂口委員、武元委員、津田委員、
松永委員、松山委員、宮本委員、森枝委員(15名中11名出席)
(事務局)
松永子ども・障がい福祉局長、井上障がい者支援課長、新谷審議員、篠田課
長補佐、竹田主幹、佐藤参事、渋谷広域専門相談員、上村広域専門相談員
- 4 議 題 (1)「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の見直しについて
(2)「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」による相談活動等
の実施状況について(平成26年度)
(3)その他 障害者差別解消法の施行に向けた準備について
- 5 議 事

(事務局)

おはようございます。本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。

開会の前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

会議次第、席次表、資料1「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の見直しについて、資料2「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」による相談活動等の実施状況について(平成26年度)、資料3 障害者差別解消法の施行に向けた準備についてでございます。また、参考資料として、差別解消法等の法令を別冊にしたものも配布しております。

以上でございます。過不足はございませんでしょうか。

それでは、ただいまから第6回熊本県障害者の相談に関する調整委員会を開会いたします。私は、本日の進行を務めさせていただきます、県障がい者支援課の新谷でございます。

開会にあたり、県健康福祉部子ども・障がい福祉局 松永局長が御挨拶を申し上げます。

(松永局長)

子ども・障がい福祉局長の松永でございます。委員の皆様には、大変お忙しい中に、本日の委員会に御出席いただきありがとうございます。

条例も施行から4年目に入っておりますが、今年は、条例見直しの検討や障害者差別解消法の施行に向けた準備など、大変重要な時期であると認識しております。

本日の委員会は、条例の施行後3年間の状況や、障害者差別解消法の制定などの社会経済情勢の推移を踏まえまして、条例の見直しについて御審議をいただきたいと思っております。また、毎年、条例の運用状況の取りまとめとして年報を作成しておりまして、平成26年度分の年報につきまして、内容の報告を予定しております。

障害者差別解消法が来年4月に施行となります。施行に向けた国の動向ですが、「基本方

針」が当初の予定から大幅に遅れて、今年の2月に示されたところでございます。今後は、国の職員に関する対応要領や、民間事業者に対する対応指針というものが作成される予定です。

県といたしましても、条例の見直しの検討と並行して、法施行に向けた準備を行って参ります。その中では、委員の皆様にも御意見をいただきたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

最後となりますが、今後とも、条例が目指す共生社会の実現に向けて、委員の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は忌憚なき御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

（事務局）

調整委員会の公開につきましては、第1回調整委員会において、調整委員会は原則公開とし、熊本県情報公開条例第7条各号の不開示情報に該当する事項について審議する場合は非公開とすることを決定しております。

これに基づきまして、本日の会議は公開で行いますので、記者席及び傍聴席を設けております。

ここで、前回の第5回調整委員会開催後に新たに委員に就任された方を御紹介いたします。熊本県経営者協会専務理事の加島裕士委員でございます。

（加島委員）

皆さんこんにちは。熊本県経営者協会の加島と申します。前任の平山の後を受け、昨年末から調整委員会の委員をお引き受けいたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（事務局）

本日の出席状況でございます。現時点で、委員15人のうち11人の委員の方が御出席です。条例施行規則で定める定足数を満たし、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、条例施行規則第8条第1項の規定に基づきまして、良永会長にお願いいたします。

議題1

（良永会長）

皆さんこんにちは。

議事がスムーズに進むよう、私としても努めて参りますので、皆様方にも御協力をお願い申し上げます。それでは、早速、議題に入ります。

議題1「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の見直しについて」です。先ほど局長からもその趣旨について御説明のあったところでございます。

まず事務局からこのことについて説明をお願いし、その後、委員の皆様から御意見を出していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

前回の調整委員会では、障がい者の相談に関することについて御審議をいただきました。今回は、会長からお話のありましたとおり、条例の中に「障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議する」という項目がございます。これに従いまして、今年度は条例の施行から3年を経過したこともございまして、条例の見直しを事務局としても検討して参りたいと考えているところでございます。本日は、条例の施行状況等につきまして御説明をしながら、見直しが必要なかどうか、見直すとするならば、どんなことを見直すのか、そういったことを本年度、調整委員会の方で委員の皆さんに御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

見直しの理由、視点について

それでは、資料1から説明させていただきます。

まず1ページ「見直しの理由、視点について」でございまして、1つ目の見直しの理由でございまして、条例附則に見直し規定があります。下の囲っているところですが、条例附則第3項におきまして、「知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とございまして、これが見直しの理由ということでございます。

2番目でございまして、見直しに当たっての視点ということで、3つ挙げてございまして、1つ目が「条例施行後3年間の状況を踏まえて、必要な規定の整備を図る」ということ、2つ目が「来年4月からの障害者差別解消法の施行に合わせて、必要な規定の整備を図る」ということ、3つ目が、条例制定時もそうでしたけれども「障がい者団体、事業者等の意見交換等を通じて、必要な規定の整備を図る」ということでございます。

3つ目ですが、主な検討項目として7つ掲げております。これは後程、御説明いたします「見直しの論点」とリンクしておりますけれども、7つほどあるのかなと思っております。1つ目が「障害者の定義」でございまして、2つ目が「差別という言葉の括り」でございまして、3つ目が「不利益取扱いの対象、範囲」、4つ目が「合理的配慮の対象、範囲」、5つ目が「地方公共団体等職員対応要領の作成について」、6つ目が「調整委員会の対象事案の範囲について」、7つ目が「地域協議会の設置について」でございまして、この7項目につきましては、後ほど、障害者差別解消法と条例との関係も含めて御説明したいと思っております。

4番目に、検討スケジュールについて記載しております。本日、調整委員会を開きまして、来月下旬から、障がい者団体・家族団体との意見交換を開催したいと考えております。また、併せまして事業者の方々等への説明も行わせていただきまして、8月下旬から9月頃にもう一回、調整委員会を開ければと考えているところでございます。10月にパブリックコメントを実施し、条例を見直す必要があるということであれば、12月には条例改正案を提出するというところで、3か月の周知期間を経て、平成28年4月1日に改正条例を施行したいと考えているところでございます。

続きまして、の資料をご覧ください。

条例施行後3年間の状況について

1番が相談活動の状況ということでございまして、表1を見ていただきますと、「相談員の設置状況」として数を書いているところでございます。一番上が県庁障がい者支援課に配置しております広域専門相談員、この4人が平成24年度当初からずっといるということでございます。その下が地域相談員として、身体・知的・精神の各相談員がおりまして、こういった推移で配置しているところでございます。人数の変動は多少生じているところではございますけれども、現在のところ、相談体制には支障は出ていないと考えているところでございます。

次に、(2)が相談件数を表しております。表2を見ていただきますと、相談件数の推移を示しております。数字の横の括弧は対応回数でございます。相談は一度では終わらない、何度も対応するというので、対応回数は相談件数よりも多くなっているところでございます。

「不利益取扱い」と「合理的配慮」の数字につきましては、24年度、25年度、26年度と見比べると、件数に変動はなく、横ばい状態かなと思っております。その下の「虐待」については、段々増えているところでございます。これは平成24年10月に障害者虐待防止法という法律が施行しましたこともありまして、虐待の相談が年々増加しているところでございます。一番多いのは「その他の相談」でございます。こちらの数が非常に多くなっているところでございます。条例の施行から3年余りが経過しているということもございしますが、条例の制度の周知の効果が表れてきたのではないかと思います。

新規の計という欄がありまして、105件、122件、163件という推移になっております。実際には、前年度から継続している事案もありますので、一番下の「計」の欄が、実際に相談員が受けた、過年度分を含めたところの相談件数となっております。

次のページ(3)「不利益取扱いの内訳」です。先ほども数値については横ばいと申し上げましたが、条例では8分野を掲げているところですが、8分野に該当しないというような事例はなかったということでございます。

次の(4)「合理的配慮の内訳」でございますが、表4でございます。こちら数値としては横ばいになりますけれども、窓口対応などの「人に関するもの」が一番多いような状況でございます。

次のページになりますが、(5)が「虐待の内訳」でございます。表5が虐待の内訳として書いておりますけれども、年々増加しているということでございます。障害者虐待防止法の施行が平成24年10月だったということもございまして、少しずつ相談員への相談が多くなっているという状況になっております。

(6)が「その他の相談の内訳」ということで、障害者支援施設に対する意見や要望が少しずつ増えているところでございます。「不利益取扱い」「合理的配慮」「虐待」の3つが条例上の特定相談ということでございますけれども、それ以外の「その他の相談」が3分の2ぐ

らいを占めています。これらについても、相談を除外するようなことではなく、幅広く話を聞くように努めているところでございまして、相談件数は多くなってきておりますけれども、現在のところ現行の相談体制で十分まかなっていると考えているところでございます。

次ページ（6ページ）の下からが、「2 調整委員会への申立て」の状況でございます。調整委員会への申立てが発生しましたのは、3年間で3件でございます。直近が昨年9月に御審議いただいたところです。（3）の審理結果につきましては、3件とも条例の「不利益取扱い」に該当する事案ではなかったということで、調整委員会の助言・あっせんは行われませんでしたということをご記載しております。

以上、条例施行後3年間の実施状況について簡単に御説明いたしました。

障害者差別解消法の制定について

続きまして、次のページ（7ページ）A4の大きい横長のものですが、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（いわゆる障害者差別解消法）の概要について御説明させていただきます。

一番上の段が、障害者基本法第4条です。差別の禁止に関する規定でございます。この規定は、平成23年8月に基本法の一部改正によるところでございます。まず第1項が「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」と書いてあります。これがいわゆる条例第8条で「不利益取扱い」という規定がございますけれども、これとリンクするような形の規定が、障害者差別解消法第4条第1項の規定でございます。

第2項でございますけれども、「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」ということで、6行くらい書いておりますけれども、ここはいわゆる条例第9条の「合理的配慮」の規定とそっくりそのまま同じ規定となっております。

第3項は、普及啓発の規定でございます。

第4条の規定を具体化するということで、平成25年度に障害者差別解消法ができまして、3年後の平成28年4月の施行を待っているという状況でございます。

差別解消法の中身について、簡単に御説明しますと、一つ目は、差別を解消するための措置として、「差別的取扱いの禁止」ということで、「国・地方公共団体等」、「民間事業者」共に法的義務が課されているということでございます。右の「合理的配慮の不提供の禁止」につきましては、「国・地方公共団体等」は法的義務ですが、「民間事業者」は努力義務でございます。

具体的な対応という欄ですが、国・地方公共団体等は、当該機関における取組に関する要項を策定するということが一つ、事業者に対しては国の方が事業分野別の指針（ガイドライン）を策定するということになっております。これはまだできておりませんが、こういったものが具体的な対応として書かれています。

また、実効性の確保として、主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告といったものが、法律の中に盛り込まれております。

2番目の差別を解消するための支援措置といたしまして、紛争解決・相談の体制整備と、地域における連携ということで「障害者差別解消地域支援協議会」というもので関係機関が連携していこうという規定がございます。また、「啓発活動」、「情報収集等」の規定がございます。

以上簡単ですが、障害者差別解消法の概要を御説明いたしました。

見直しの論点について

続きまして、もう少し詳しいところだと、次の「見直しの論点について」というところがございます。こちらは字が少し小さくなっておりますが、左側に差別解消法がありまして、右側に条例を対比して見てみていただければと思っております。ここに見直しの論点を併せて規定しておりますので、御説明させていただきます。

9ページのところが、差別解消法、条例どちらも第1条「目的」となっております。

10ページが第2条で「定義」となっており、差別解消法では「障害者」の定義として「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者」という規定がございます。条例は「この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者」としています。条例と法律の違いとしましては「（発達障害を含む。）があるかないか」というところがございます。昨年、障がい当事者団体と意見交換をする中で、この定義の中に難病を加えていただけないかという要望を承っているところがございます。

続きまして、13ページの右上に論点2として「差別の括り」がございます。条例の中では「差別」という文言を、前文で2か所、第3条の基本理念のところでは1か所使用してはおりますけれども、その他のところでは用いておりません。一方、法律におきましては、差別の解消が目的だと書いておりますけれども、そのほかに第3章におきまして「障害を理由とする差別を解消するための措置」と章の名前で出てきたりだとか、第7条と第8条に同じように「障害を理由とする差別の禁止」というところがございます。第7条でいけば、第1項が不当な差別的取扱いをしてはならないこと、第2項が合理的な配慮のことについて、第7条が行政機関等において、第8条が事業者において、それぞれ「差別の禁止」という括りの中で、不当な差別的取扱いの禁止であったり、合理的な配慮をすることであったりが括られているということでございます。ここが条例にはないということでございまして、論点になると思っております。

論点の3としまして、同じ13ページの左下でございますけれども、「不利益取扱いの対象・範囲」についてでございます。法律の方は、行政機関等と事業者を限定する形で規定しておりますけれども、条例は「何人も」としております。「範囲」にしましても、法律は分野を明示しておりませんが、条例は8分野を明示している形というところが違いでございます。

続きまして、15ページですが、第9条のところがございます。「社会的障壁の除去のための合理的配慮」のところがございますけれども、先ほどと同じように、対象と範囲が論点に

なるものと思っております。法律では事業所と行政機関に限定している形でございます。範囲としましては、条例は障害者基本法と同じように規定しているところでございます。

この辺が、合理的配慮につきましては、こことリンクする形で、19ページになりますが、条例の16条で、論点の6としまして「調整委員会の対象事案の範囲」とも関係してくるところでございます。現在は条例第16条のアンダーラインのところですが、「不利益取扱いを受けたと認める障害者は」となっていますが、これにもう一つの柱である合理的配慮を加えるかどうか論点になってくるところとされているところでございます。

戻っていただきまして、16ページ、論点の5としまして、「対応要領の作成」になります。法律の第10条に「地方公共団体等職員対応要領」ということで、「職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとする」という文言がございます。法律で公的機関は不利益取扱い・合理的配慮とも義務が課せられていますので、差別の解消に向けて率先して取り組む機関であるということで、我々としましても、今年度中に対応要領を考えていきたいと思っております。

最後の論点7が、21ページでございます。「地域協議会の設置」です。差別解消法の第17条に「障害者差別解消支援地域協議会」がございます。関係の機関において、差別解消に向けた連絡、情報提供、情報交換のための協議会ということでございまして、国の説明によりますと、既存の類似組織で対応しても構わないとの説明を受けております。本県といたしましても、幅広い委員の皆様から意見を伺う組織として「障害者虐待防止に関する連絡協議会」というものがございまして、いろんな委員の方々に御参加いただいていることから、こういった組織を地域協議会にできないかと、事務局としては案を持っているところです。

以上、資料1についての説明を終わらせていただきます。

質疑応答・審議

(良永会長)

ありがとうございました。いろんな内容を含む説明でした。差別解消法ができ、条例の見直しについて、県の方から論点を7つに整理して説明していただきましたが、委員の皆様には、これを参考にしていただいて、これに限らず、いろいろと御意見があれば、率直に出してもらえればと思います。どうぞお願いします。

(松山委員)

熊本県商工会議所連合会の松山です。論点の前に質問をしてもよろしいでしょうか。3ページの相談活動の状況について、年々相談件数が増えているという説明でしたが、相談員の数は減っています。これは市町村における委嘱の状況により人数の変動が生じているという説明でした。現在のところ支障は出ていないとの説明でしたが、いずれは支障が出てくるのではないかと。市町村が委嘱する人の数が減っているというのは、予算の問題なのでしょうか、それとも、人が足りないという問題なのか、どちらでしょうか。

(事務局)

市町村において身体障害者相談員・知的障害者相談員という制度がございますが、3年くらい前に身体障害者福祉法等が変わり、市町村が委嘱するようになりました。それまでは県が委嘱していたのですが、我々としては、身体障害者相談員に地域相談員をお願いするという形ですが、実際は市町村でも相談を受けていないので、地域相談員はお断りするという事例も少し見受けられます。相談のうち9割は広域専門相談員が直接受けている形です。相談体制としては、影響はないのかなと考えているところです。

（事務局）

補足ですが、聞いたところによりますと、高齢化などの影響で、年々、なり手が少なくなっているという話は伺っております。

（松山委員）

9割を広域専門相談員が受けているとのことですが、やはり市町村で相談を受ける人が減っているというのは気になります。御配慮をいただきたいと思います。

（良永会長）

このことについては、今後注視していただいて、相談体制に支障のないよう、よろしくお願ひします。他に何か。

（松永委員）

ちょっといいですか

（良永会長）

どうぞ、松永委員。

（松永委員）

熊本障害フォーラム代表をしております松永と申します。熊本県ろう者福祉協会の役員でもあります。お伺いたいしたいことがあります。5ページの「虐待」の中で、「病院や学校における暴言など」と書いてありますが、これは医師からの暴言なのか看護師からの暴言なのか、学校ならば教師からの暴言なのか生徒同士によるものなのか、もう少し具体的なところの説明をお願いします。

（良永会長）

データに関することですね。事務局からよろしくお願ひします。

（事務局）

虐待の件数で挙がっている数値につきましては、障害者虐待防止法が対象としているもの以外ということで、学校や病院を例に挙げさせていただいたところです。内容としては、病院につきましては、医師からも看護師からも、両方の事例がありました。学校におきましては、基本的には教師からという状況です。なお、これはあくまで相談件数として挙げているものですので、実際に広域専門相談員が病院や学校を訪問して話を聞かせていただくと、言

葉の取り違いであったり、誤解があったりということがありますので、実際にこれだけ虐待があったという数値ではありません。

(松永委員)

わかりました。

(良永会長)

表5の下に(参考)として県内の障害者虐待防止法の虐待件数とありますが、これは虐待として認定された件数ですね。ですから、相談された件数と虐待件数の間に相当大きな数値の差があります。県から説明があったことは、そういうことでございます。相談があったから直ちに虐待があったとは言えない。他に。

(坂口委員)

熊本県自閉症協会の坂口でございます。

論点の「障害者の定義」で、先ほど「発達障害」に関しまして法律では明記されているけれども、条例にはないということなんですけれども、日頃、活動しているときに、知的障がいがあるかないか、それから発達障がいということは、よく使います。発達障がいということは、条例においては「その他の心身の機能の障害」に含まれているという認識でよろしいでしょうか。

(良永会長)

これについては、法律に書かれていることと、県の考えとを整理して、お願いします。

(事務局)

現在の障害者差別解消法における障害者の定義規定は、障害者基本法の規定と同じです。障害者基本法が平成23年8月に一部改正されて、括弧書きで発達障害が明示されるようになっております。その時点で条例は既に施行済でしたので違いが出ていますが、基本的には条例においては「その他の心身の機能の障害」に発達障害は含まれている、障害者基本法と範囲は全く変わらないということです。

(坂口委員)

ありがとうございました。

(良永会長)

さきほど県の説明で、難病について、「障害者」の定義の中に加えて欲しいとの要望があるとの説明がありましたが、これについて御意見はいかがでしょうか。

「その他の心身の機能の障害」に(難病を)入れての運用も十分可能です。国においては、難病は従来130指定されていましたが、これが300近くまで増えると。難病の定義も、かなり難しく、他の行政庁が使っていたデータにとっても古いものが使われているに出くわしてしまったものですから、これでいいのかな、と。思って。先端を走っている重要な課題です。

他に御意見はいかがでしょうか。どこからでも結構です。

(犬飼委員)

熊本県精神科協会の犬飼です。

障害者の定義のところになるとと思いますが、虐待には高齢者虐待もありますよね。高齢者虐待と障害者虐待との線引きは、どのようになっているのでしょうか。

(事務局)

障害者虐待防止法と高齢者虐待防止法との線引きについてですが、障害者虐待防止法には3つタイプがあります。「養護者によるもの」「障害者福祉施設従事者等によるもの」「使用者によるもの」です。

高齢者であって障害者でもある方がいらっしゃると思いますが、「養護者によるもの」については、家で起こる分は高齢者虐待防止法、障害者支援施設を65歳以上の利用者が利用する際に起きたものは障害者虐待防止法となります。「使用者によるもの」については、障害のある方が使用者による虐待を受けた時は障害者虐待防止法となります。

(犬飼委員)

ということは、重複して数が当たる可能性はありますか。高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法が重複して当たることはありますか。「使用者」とは何ですか。

(事務局)

事業所の方が障害者を虐待するケースです。

(犬飼委員)

わかりました。

(良永会長)

一言申し上げますと、ここでいうところの定義なるものは、私に言わせると定義ではないと思っています。これは虐待と言われるものの「類型」を定めただけであって、定義ではないのではないかと考えています。定義をどうするかはなかなか難しく、議論がたくさん吹き出す問題で、なかなか難しい。定義を巡って議論が交わされた場に居合わせたことがありますけれども、これが難しい。これとこれは禁止の対象となる虐待として、類型化して進めているということだと思っています。

実は、私がこういうことを申し上げたのは、差別解消法や、今回の条例の見直しで、差別の定義をどうするかということが一つの論点なんですけど、今までは差別といわれるものの中身を類型化して、こういったことは差別に当たるよとしており、定義そのものをしてこなかった。定義をするとなかなか難しいということ、改めて申し上げておきたかったということでございます。

(加島委員)

視点がちょっと違うかも知れませんが、先日「世界で一番大事にしたい会社」を編集した方とお話をしたんですけれども、その中の1例で、大分の宇佐に提灯を作る会社があるんですけれど、障がいのある方たちを普通に雇っておられて、自閉症の方たちなんですけれども、黙々と作業をされるので、普通通りにお給料を払っても全然問題ない。

障がいというと、社会の中から見るときに、ちょっと違うかなということで障がいとなっていますけれども、その会社の中では当たり前なんです。障がいという括り方は難しいなと感じたところです。

（良永会長）

障がいのある方が一般雇用の中できちんと仕事ができているという事例の御紹介でした。ところが、なかなか一般雇用にはなじまない方もいらっしゃるわけで、そのような方は、従来であれば授産施設で仕事をされていて、今であれば就労継続支援とか、就労移行支援とかで就労しながら、できれば一般就労へ移行しようと励んでいらっしゃる。しかしなかなかそうならない方もいらっしゃる。

先ほど、ご紹介はありませんでしたけれども、雇用・労働関係における差別は、障害者雇用促進法で対応することになっていきますので、障害者雇用促進法について整理して説明をお願いできないでしょうか。

（事務局）

それでは、本日資料を用意しておりませんが、「障害者の雇用の促進等に関する法律」がございまして、こちらも平成28年4月から改正実施になるということでございます。

条例に似た文言がありまして、条例・差別解消法の見直しの論点の、14ページになります。条例の文言ですので、イメージとしてお聞きください。(5)と(6)がありますが、(5)では、「労働者の募集もしくは採用を行う場合において、障害者に対して...障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、またはこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること」とされておりまして。(6)では、「雇用する場合において...障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること」と、条例上、禁止の規定がございまして。この雇用・労働分野につきましては、障害者雇用促進法におきまして、28年4月1日から、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供がどちらも禁止される規定がございまして。障害者差別解消法が同時期にスタートしますが、差別解消法では事業者の合理的配慮は努力義務ですが、障害者雇用促進法では法的義務となります。

（良永会長）

少し補足をさせてください。県からお話のあった通りですが、事業者については、2つの顔を持っていると考えていただくとわかりやすいかと思えます。バス会社を念頭において話をしますと、バス会社が、バスを利用者するお客様への関係では「事業者」という対応になります。これは差別解消法の話になります。ところが、運転手など従業員への関係では「事業主」ということで、雇用労働関係の一方当事者として関わるといって、2つの顔を持つことになります。差別解消法は、合理的配慮については、一気にこれをやることは難しかろうということで努力義務になっていきますが、事業主としては、合理的配慮が義務づけられている

という整理になります。お客様に対する顔と従業員に対する顔の2つの顔があるわけです。これを会社の方々には理解していただかないと。平成28年4月1日以降のことですので、心配をしていないわけでもないんですが。

(松山委員)

熊本県商工会議所連合会の松山です。

論点についてでございます。論点の説明の中で、調整委員会、これは差別解消法にない条例の先行した独自のものです、大変優れた制度だと思っておりますが、この対象範囲のお話の中で、合理的配慮を加えるかどうか論点になるというお話がございました。これについては、一つ意見として申し上げたいんですけれども、法律の方でも、いわゆる社会的障壁については、13ページの第7条、第8条になりますけれども、行政機関におきましては合理的配慮をしなければならないという義務規定になっており、事業者については努めなければならないという努力義務となっているわけです。申し上げたいのは、なぜ民間が努力義務とされているのか、民間も合理的配慮について努力しないといけないことは勿論ですが、行政機関とはちょっと違うわけです。なぜかと言いますと、「過剰な負担とならない範囲で」合理的配慮をしなければならないとなっていますけれども、どこまでが過剰な負担かは、事業者によって全て違うことになってまいります。合理的配慮を調整委員会の対象範囲に加えますと、調整委員会において、社会的障壁の除去に関する費用が発生する場合に、それが過剰であるかどうかを判断しなければならないこととなりますので、これを調整委員会でそこまで判断することは困難だと思いますし、知事勧告も伴うものがございますので、基本的には、非常に強い、事業者にとっても非常に負担が重いものになっておりますので、これは、当然ながら、努力をしていかなければならないのは勿論でございますけれども、調整委員会の対象範囲にいて、しかも勧告を伴う制度の中に入れていくのは難しいのではないかと思います。以上でございます。

(良永会長)

はい。わかりました。本丸に攻め込む内容のご発言でした。この条例の見直しでは一番大きなポイントだと私は認識しております。現実的な問題としてはですね。今、御発言のあった内容の御指摘はあって当然かと思いますが、でも、そうではないという御意見もあってもおかしくはないと思いますので、もう少しこの点について御意見があれば、意見交換をしたうえで、最終的には、調整委員会として、だいたいこのへんかなという線が出ればと思っています。他に御意見いかがでしょうか。

(犬飼委員)

犬飼です。3年間の状況の3ページなんですけれども、表2に相談件数が、不利益取扱い、合理的配慮、虐待、その他と書いてありますけれども、ここで虐待ということが、先ほどおっしゃったように、自宅や事業主における虐待というように狭く位置付けられて定義づけられているのだらうと思いますけれども、その言葉の中で「虐待」という言葉を使うか使わないかという論議の中で、不利益取扱いや合理的配慮の欠如というものを虐待とは違うというふうに位置づけて整理していた方がわかりやすいということなんでしょうか。

ちょっとよく分からないんですけども、虐待防止法という法律の中に条例があって、その中で虐待という言葉が使われていない感じがあって、相談件数の中には、虐待という項目があって、不利益取扱いとか合理的配慮とかと同じ横並びになっているということなんで、あくまでも名称として2つの区別というか、仕分けがされていないと、混同しやすいのではないかと思います。

(良永会長)

事務局から、整理して説明してください。

(事務局)

説明をさせていただきます。

県の条例につきましては、障がいのある方に対する差別を解消するということから、不利益取扱いの問題と合理的配慮の問題というものが一番大きいところだったんですが、条例制定の際に虐待防止法がまだできる前だったものですから、虐待についても条例に盛り込んでいこうということになりまして、法律に先んじて虐待の禁止規定を入れたという経緯があります。その後、法律ができて、条例の虐待の規定はどうするかという話になるんですが、虐待防止法の障害者虐待は、障がいのある方への虐待全てをいうのではなくて、3つの分野に限定されていますので、それ以外の虐待についても行政として何らかの関与ができないかということで、条例の規定をそのまま残したところなんです。法律に基づく権限行使というものはないですけども、相談員が話を聞かせてもらったりですとか、誤解を解く取組をしたりという活動をさせていただいています。法律の対象となっている障害者虐待という言葉と、条例における虐待とは対象が違いますが、資料内では同じ「虐待」となっていて非常にわかりにくくなっていますので、今後、説明や提示を工夫していきたいと思います。

(犬飼委員)

はい。わかりました。

(坂口委員)

論点 の地域協議会について、さきほど、類似の委員会の活用を考えているとの話でしたが、イメージとして、地域協議会というからには、もっと狭い地域とか圏域に設置するものと思っていましたが、そうではなくて、県全体としての協議会というイメージでしょうか。

(事務局)

法律に基づく地域協議会につきましては、資料3で詳細を御説明させていただきたいと思いますが、差別解消法上は、「地方公共団体」という書き方になっておりまして、国の説明によりますと、県が県全域の地域協議会として設置する場合もあれば、市町村が市町村単位で設置する場合もあるというように、いろんなパターンが想定されているようです。

(良永会長)

ここで何をやるのかということですけども、法律の条文を読んでも、差別の解消するための取組をするということが一番重要かと思いますが、いろんな取組のしかた

があって、わざわざ新しく組織を作るんですかという話もありますが、ただ、私が気にしているのは、当事者関係を必ず入れるという条約の理念は、そこには入っていない、これを私は非常に気にしていて、行政関係の方々は配慮をしていただきたい。ガイドラインでは入れでも違法ではないという書き方がされているようですが、条約ができたときの経緯と比べると、少し法律の書きぶりは弱いなという印象を持っています。協議会をどうするのか、何をやるのかということについては、自治体ごとに知恵を絞ってやっていただかないといけないのかなと考えているところです。

他にはいかがでしょうか。

(発言なし)

(良永会長)

(議題1の討議は)時間が11時頃までかなと思って進行して参りましたが、ほかに御意見ありますでしょうか。これでよろしいですか。

(異議なし)

(良永会長)

県におかれましては、見直しについては、今後、当事者の方々や関係団体の意見を聞いたりして、県としての改正案をまとめて、また、調整委員会に御相談されるということのようですので、今日の議論を念頭におきつつ、引き続き、法律を踏まえて適正に、また私の希望としましては、これまで全国トップランナーまではいかなくても、それに近いところを走ってきましたので、全国的にも手本となるような見直しになればよいと思っています。

議題2

(良永会長)

それでは、次に入ります。議題2「「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」による相談活動等の実施状況」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議題2の条例による相談活動等の実施状況について、説明いたします。お配りしている資料の資料2をご覧ください。

こちらの資料は、条例施行の平成24年度から毎年、このような年報を作成し、相談対応の振り返り、検証を行うとともに、広く県民に県内の差別事案を知ってもらい、障がいへの理解を促進するための資料として活用しているところです。今回作成しております年報は、平成26年度分になりますが、本日の報告後、最終確認を行いまして、県ホームページ等での公表を予定しております。

それでは、内容について報告させていただきますが、議題1で件数については別途説明させていただきますので、ここでは、主に26年度の相談状況の特徴や事例の紹介を中心に

させていただきます。

最初の条例の仕組については割愛させていただき、26年度の相談件数についてですが、3ページの上の表になります。26年度の相談件数は163件、対応回数は849回と、相談件数は年々増加傾向にありますが、平成26年度の相談件数の増加を内容別にみると、虐待とその他相談の増加でありまして、不利益取扱い及び合理的配慮については例年とほぼ同様といえます。

増えた要因として、虐待を見てみますと、5ページの表5をご覧ください。件数は25件ですが、内容別に整理すると、重複もありますので表5では32件です。内容を見たときに心理的虐待が最も多くなっているのは昨年も同様です。内容は全て「暴言」による心理的虐待です。また、制度上、法の対象外となっている病院、学校関係におけるものが件数として挙がっています。

次に障がい種別ごとの相談件数です。6ページの表7をご覧ください。

163件の相談件数を障がい種別ごとに整理したのですが、精神障がいの区分が62件(38パーセント)で最も多いという傾向は、これまでと同様です。今年度の特徴として、知的障がいの区分の件数がH26年は35件とあります。H25年は14件でしたので、特に増加しています。この知的障がいのある人に関する相談の内容が何だったかといいますのが、次の7ページの表8になります。

例としましては、虐待については、同じ施設の利用者が家族から虐待されてはいないか心配など、周囲の人が心配して相談してくるケースなどがありました。最も多いのはその他ですが、子どもへの対応に関して、学校や施設と意見が合わないという保護者の相談などが多くあっています。

また、これと関連して、26年の特徴として、13ページの表15になります。これまで知的障がいのある人に関する相談は、ほとんどが家族・親族や関係者からの相談となっていました。26年度は、本人相談が10件となっています。

以上、相談件数の傾向からは、不利益取扱いや合理的配慮については減少傾向も見られませんが、増加している傾向にもなく、条例の周知が進んだことで、相談内容が幅広くなり、また相談も多くの主体から寄せられるようになっているだろうと思われます。

続いて、昨年度の相談事例について、いくつか紹介させていただきます。

事例につきましては19ページからになります。まず、不利益取扱いの事案についてです。19ページア(ア)は、視覚障がいがあることを理由に保育所の入所を断られたという事例です。それから次の20ページ(イ)は、雇用に関する...

(松永委員)

ちょっと待ってください。今、事例を読んでいますので。

(事務局)

事例についてはかなり長くなりますので、口頭で概略だけ御説明させていただきます。

(松永委員)

わかりました。

(事務局)

20ページ(イ)は、採用後、試用期間中に生じた障がい理由に、正式採用に至らなかったという事例です。保育所の事例については、入所を断られたお子さんの上の子が既にその保育所を利用されていたため、保護者としては当然同じ保育所に通わせたかったのですが、広域専門相談員が間に入ることで、保育所との関係が悪くなるのを相談者が心配されたため、直接の調整はできなかったという事例です。

また、(イ)の事例についても、相談者、親御さんですが、相談者側が相手方や仕事の関係者、地域での関係悪化を心配して、広域専門相談員による直接の調整を控えられています。

いずれも、結果的には、当初、相談者が望んでいた結果にはならなかったもので、第三者、特に県が介入するということのむずかしさというものを感じた事例です。これらのように、不利益取扱いという事案であっても、周囲との軋轢などを心配して、相談者が具体的な調整を望まれない、望めないというケースもあっています。

次に、合理的配慮に関する事案です。23ページになります。概略を口頭で説明致します。

事例は、視覚障がいのある人が、家に来たセールスの人の対応が怖くて、言われるがまま契約をしてしまったというものでした。当事者の話合いでは進展しないということで相談を受け、広域専門相談員が調整を行いました。結果として、事業者からの謝罪や、社内研修の実施などまで行ったという事例です。

もう一つの事例は、病院の案内表示が分かりにくいという事例です。デザインや落ち着いた色彩など美観を非常に重視しておられたため、表示の意味が伝わりにくくて困っているとの相談でした。広域専門相談員が病院を訪問し、見学と意見交換をさせていただき、表示が分かりにくい箇所に追加の表示(立て看板)を行うなど、できる範囲での配慮をお願いします。

虐待に関しまして1件掲載しております。26ページになります。

発達障がいのある生徒に対する教師の暴言が問題となった事例です。学校につきましては障害者虐待防止法の対象外ですので、条例により広域専門相談員がお話を聞かせていただきました。広域専門相談員と県の所管課がありますので、そちらと連携を取りながら、学校側に話を聞いたりしております。結果的に当事者の話合いが持たれて、改善が図られたというものです。

その他としては、いろんな事例が寄せられていますが、変わった事例として1つ挙げているのが、県外の店舗の事例です。内容としては、聴覚障がいのある人への店員の対応に配慮が足りなかったというもので、合理的配慮の事案ですが、県外は基本的に条例が及びませんので、条例の対象外事案ということでその他にしています。

相談を受けた広域専門相談員も、直接、条例に基づく調整はできませんが、できる範囲で

相談者への助言を行い、最終的には本人からの希望で、相手方に伝えて欲しいということでしたので、相手方に「このような相談があります」という話までさせていただいています。以上が事案の概略となります。

後につきましては、これまで作成しています年報と同様になっていまして、調整委員会の状況、普及・啓発活動の実施状況、それから今後の課題としまして、例年のものと重なりますが、条例の周知・啓発を徹底していく必要がある。それから、差別解消法とも関係しますが関係機関・団体等とのネットワークを構築していく必要がある。そして、相談員の資質向上や、特定相談外の相談が多くなっている。これは課題ではありますが、基本的には丁寧に対応していこうと思っています。

以上、簡単ですが、昨年度の相談活動等の実績について説明をさせていただきました。御説明した内容については、今後、報告書の形で広く県民の皆様にもお示しして、条例に対する理解が深まるよう努めていきたいと思っております。説明は以上です。

(良永会長)

ありがとうございました。

数字も非常に興味深いですが、ケースも概略ですれども集約して御紹介されて、非常にリアルで、参考になりました。委員の皆様も、県からは概略だけの説明でしたけれども、持ち帰ってよくお目通しただけると、色々考える材料になるのではないかと思います。

今の説明につきまして、何か御質問、御意見などあれば、お願いいたします。

(発言なし)

(良永会長)

よろしいですか。

では、資料を持ち帰ってお目通しをいただければと思います。

議題3

(良永会長)

次に「その他」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議題3の「障害者差別解消法の施行に向けた準備について」を説明いたします。お配りしている資料の資料3をご覧ください。

めくっていただき、1ページをお願いします。ここに、「障害者差別解消法における地方公共団体の取組に関する事項」としまして、法律の施行に伴いまして、地方公共団体が取り組まなければならない事項を1から7までまとめております。

本県においては、すでに、条例に基づいて、不利益取扱いの禁止や合理的配慮、相談体制と調整委員会の設置などを行っておりますので、この1から7までの項目について、新たに

取り組む必要があるのは、4の職員対応要領と7の地域協議会との2つになります。

この2つについて、少し説明させていただきますと、まず、4の「地方公共団体等職員対応要領の作成(第10条)」についてです。対応要領といいますのは、職員が事務や事業を行うに当たって適切な対応をすることができるように、差別とは何か、基本的な考え方や事例を職員に対して示すものです。

この対応要領につきましては、図にありますように、基本方針の内容に沿って作成するものとされていまして、地方公共団体だけでなく、国も「国等職員対応要領」を作成することとなっています。また、作成に当たっては、一番下に記載がありますように、「障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要」とされています。職員対応要領の作成につきましては、国は法的義務、地方公共団体は努力義務となっておりますが、県としては、差別解消法が施行となる平成28年4月1日までに作成する必要があると考えています。

また、作成に当たりましては、国の対応要領が先につくられますので、これを参考にするとともに、国の支援として情報提供も予定されていますので、これらを踏まえて行うということになります。国における準備が大きく遅れてきたことから、これらは本年夏ごろになるとされております。

次に7の「障害者差別解消支援地域協議会」です。1ページに記載のとおり、これは、国と地方公共団体の関係機関が、地域における相談対応や差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うため、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができるというものです。

障がいのある人にとって身近な地域で、差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築しようとするものです。差別解消法では差別の禁止をうたっていますが、新たな相談機関の設置はなく、既存の相談機関で対応することとされていますので、地域協議会を設置することにより、「制度の谷間」や「たらいまわし」を防ぐということで、ネットワークの構築が制度上入れられています。

では、実際どのようにして協議会を立ち上げるかについては、現在、内閣府においてまだ検討が行われているところで、モデル事業が平成26年度から実施されています。

資料3ページは、国がモデル事業を行うためにつくられた指針ですが、この左下に「想定される地域協議会の構成機関等」として、都道府県・市町村等、それぞれについて、いくつかの機関が例示されています。差別に関する相談に対応していくための機関ですので、国の機関であれば法務局や労働局、関係団体、弁護士会など多くの構成員が例示されています。

本県でどのような形で地域協議会を設置するかにつきましては、モデル事業を踏まえて、夏ごろに内閣府から指針が示されることになっておりますので、それを踏まえて具体的な検討を行う予定ですが、モデル事業で示されている構成メンバーを考慮しますと、障害者虐待防止法に基づき設置している連絡会議が最も近いと考えているところです。参考に5ページ・6ページにその連絡会議のメンバーを付けております。

以上、簡単ですが、対応要領と地域協議会の制度について報告させていただきました。今後、これらの作成や設置に当たりましては、調整委員会の御意見もいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(良永会長)

はい。ありがとうございました。県は、こういうことについて、また具体的に詰めて、またここで御相談されるということのようです。今の説明の段階で何か御意見や御質問などがあれば。

(発言なし)

(良永会長)

私は、地域協議会が何をするとところかどうも判然としないし、当事者の方も条文上ちゃんと入るとなっていないけれどもと申し上げましたが、県の説明で連絡会議の設置要綱を示されましたが、これを見ますと、当事者の方がちゃんと入ってらっしゃるので、安堵しました。

障害者権利条約の制定過程はあまり詳しいところまでは知りませんが、私自身のことを含めて随分考えさせられました。というのも、世の中のいろんな仕組みや動きというものが障がいのない方を標準として組み立てられて動いています。どうしても障がいのある方は少数だし、障がいの種別・程度も様々です。この方々にとって、標準的な人を基準としている社会は息苦しいといいますが、暮らしにくいし、働きにくいし、精神的に追い詰められることも多い。私自身も遅ればせながら勉強させられたことがございましたので、こういう問題を公式な場で議論する際に、当事者の目線は必ず必要ではないかと。100%意見を取り入れなければならないということではないですが、当事者の意見をちゃんと踏まえて、共生していくという姿勢が重要になると常々考えているものですから、当事者の意見がちゃんと反映される組織であって欲しいなという思いがあって、先ほどのような発言をしたところです。

他に、何かございませんか。

(松永委員)

会長がおっしゃって下さったので、ありません。

(良永会長)

これで議題3は終了と致します。

本日本日予定されていた議題はこれで全てです。他になければこれで終了とさせていただきます。進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、事務局より何かあれば。

閉会

(事務局)

新谷審議員

特にございません。良永会長、長時間にわたる議事進行、ありがとうございました。今後ともまたよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、第6回熊本県障害者の相談に関する調整委員会を閉会いたします。

委員の皆様、本日はありがとうございました。